

平成 27 年 11 月 13 日
消 防 庁

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等に対する意見募集

消防庁は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等の内容について、平成 27 年 11 月 14 日から平成 27 年 12 月 14 日までの間、意見を募集します。

1 主な改正内容

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）は、延べ面積 275 平方メートル未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（告示）を新たに定めるものです。

2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象
パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等
- 意見募集要領の詳細については、別紙を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成 27 年 12 月 14 日（月）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示を公布する予定です。



（事務連絡先）
消防庁予防課 五月女補佐、境
TEL 03-5253-7523（直通）
FAX 03-5253-7533

意見募集要領

1 意見募集対象

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等

2 資料入手方法

意見募集対象となる「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等」については、電子政府の総合窓口「e-Gov」（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>））に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。（御意見等には可能な限り理由を付記してください。）

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。（氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認の御連絡以外の用途では利用しません。）

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。また、提出意見については、日本語で記載いただきますようお願いいたします。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yobo@soumu.go.jp

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

(2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願い

いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5 インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MB の MS-DOS フォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又は
ジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式
とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（３） F A X を利用する場合

F A X 番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

（４） 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>））の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。

4 意見提出期限

平成 27 年 12 月 14 日（月）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口「e-Gov」（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>））に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 連絡先窓口

消防庁予防課

担 当：境 勝利

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo@soumu.go.jp

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件(案)等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等について

平成 27 年 11 月
消防庁 予防課

【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）及び消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号の規定により、自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介護が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところ。

これに伴い、小規模な施設においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な施設も想定されるところ、有識者等による議論を踏まえ、スプリンクラー設備に代えて、小規模な施設にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備することが適当とされたもの。

このことについて、当該設備の消火性能に係る技術開発の動向を踏まえ実証実験を行うなど検討を進めてきたところであるが、今般、当該実験の結果等を踏まえ、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 16 年消防庁告示第 13 号）等の一部を改正し、延べ面積 275 平方メートル未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を新たに定めようとするもの。

【改正内容】

（1）用語の意義

- ① 従来の基準における性能を有するパッケージ型自動消火設備をⅠ型と定義すること。
- ② （5）、（10）及び（11）に定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をⅡ型と定義すること。

（2）パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

- ① Ⅰ型は、令第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 9 号から第 12 号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第 12 条第 2 項第 2 号口に規定する部分を除く。）のうち、令別表第 1(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が 10,000 平方メートル以下のものに設置することができること。
- ② Ⅱ型は、令第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が 275 平方メートル未満のもの（可燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）に設置することができること。

（3）設置及び維持に関する技術上の基準

- ① II型にあつては、消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を2以上の同時放射区域において共用することができないこと。
- ② パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第13条第3項各号に掲げる部分以外の部分に設けることとする。
- ③ (12)③の火災拡大抑制試験において、不燃性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消火性能を判定したII型の放出口にあつては、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを当該材料と同等以上の不燃性能を有する材料でした部分にのみ設けることができること。

(4) 設置及び維持に関する基準の細目

- ① II型にあつては、床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、2.5メートル（(12)の消火試験を行った結果、2.5メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあつては、当該高さ）以下とすること。
- ② II型の受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）は、これらを難燃性の箱に収納する場合にあつては、点検に便利な箇所に設置すれば足りること。

(5) パッケージ型自動消火設備の性能等

II型について、以下に適合するものにあつては、主電源に電池（当該設備を有効に作動させられる容量を有するものに限る。）を用いることができること。

イ) 電池の交換が容易にできること。

ロ) 電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限値となったことを72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を72時間以上音等により伝達することができること。

(6) 放出口及び放出導管

II型にあつては、消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあつては、消火薬剤と加圧用ガス）を貯蔵する容器から放出口までの放出導管の長さは、10メートル以下とすること。

(7) 消火薬剤貯蔵容器等

II型にあつては、消火薬剤の放出を停止することができる措置を要しないこと。

(8) 非常電源

II型について、主電源に電池を用いる場合にあつては、非常電源を要しないこと。

(9) 絶縁抵抗等

II型について、主電源に電池を用いる場合にあつては、電圧を、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下の範囲内で変動させた場合に、機能に異常を生じないこと。

(10) 放射性能

Ⅱ型にあつては、充填された消火薬剤の容量又は質量の 90 パーセント以上の量を放射できること。

(11) 消火性能

Ⅱ型の消火性能については、(12)の第1消火試験、第2消火試験及び火災拡大抑制試験に適合するものとする。

(12) 消火試験

- ① Ⅱ型における第1消火試験は以下のイからハまでにより行い、その判定は二により行うこと。
 - イ) 厚さ4ミリメートルのラワン合板を用いた壁体模型2個及び別図1に示すC模型2個を別図2に示す位置に置くこと。
 - ロ) 放出口を別図2に示す位置に取り付けること。
 - ハ) 各C模型全体にそれぞれエタノール50ミリリットルを散布し、点火すること。
- ニ) 消火薬剤の放射が終了してから1分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから2分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- ② Ⅱ型における第2消火試験は以下のイからハまでにより行い、その判定は二により行うこと。
 - イ) 別図3に示すD模型を別図4に示す位置に置くこと。
 - ロ) 放出口を別図4に示す位置に取り付けること。
 - ハ) D模型の燃焼なべに、1.5リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、5分間予燃した後に試験を開始すること。
- ニ) 消火薬剤の放射が終了してから1分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから2分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- ③ Ⅱ型における火災拡大抑制試験は以下のイからホまでにより行い、その判定はへにより行うこと。
 - イ) 別図5に示す試験室で試験を行うこと。
 - ロ) 別図6に示すE模型及び別図7に示す家具模型2個を用い、厚さ6ミリメートルの不燃材料の上に置くこと。
 - ハ) 試験室の天井部に、感知部並びにスプリンクラーヘッド(標示温度72度で感度種別が1種のものに限る。)を別図5に示す位置に取り付けること。
 - ニ) 試験室の天井部に、放出口を、別図5に示す試験用同時放射区域を有効に包含するように、かつ、当該区域内に均等に配置されるように取り付けること。
 - ホ) 燃焼皿に0.5リットルの水及び0.25リットルのノルマルヘプタンを入れ点火するとともに、家具模型に点火すること。
 - へ) 次のAからDを満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。
 - A) 別図5に示す熱電対a及び熱電対bにおいて測定された温度が、点火してから30分を経過するまでの間、いずれも315度を超えないこと。
 - B) 別図5に示す熱電対cにおいて測定された温度が、点火してから30分を経過するまでの間、93度を超えず、かつ、2分間以上継続して54度を超えないこと。
 - C) 別図5に示す熱電対dにおいて測定された温度が、点火してから30分を

経過するまでの間、260 度を超えないこと。

- D) 点火してから 30 分を経過するまでの間、試験室に設置されたスプリンクラーヘッドが作動しないこと。

(13) 消火薬剤の種類及び消火薬剤量

- ① II 型に使用する消火薬剤の種類は、第 3 種浸潤剤等入り水とすること。
- ② 防護面積が 13 平方メートルである II 型に貯蔵する消火薬剤の量は、16 リットル以上とすること。
- ③ II 型にあつては、放出時間に係る条件を設けないこと。

(14) 表示

パッケージ型自動消火設備の見やすい箇所に容易に消えないように表示する事項として、以下のものを新たに追加すること。

イ) I 型又は II 型の別

ロ) II 型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、当該電池の種類及び電圧

(15) その他

- ① II 型の設置及び維持に関するその他の技術上の基準については、I 型に準ずることとすること。
- ② 従来、パッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則第 13 条第 3 項各号に掲げる部分にパッケージ型消火設備を設置できることについては、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」において規定していたものを、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 16 年消防庁告示第 12 号）に規定することとしたこと。
- ③ その他所要の規定の整備を行うこと。

【経過措置】

この告示の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中的防火対象物におけるパッケージ型自動消火設備に係る技術上の基準については、(14)にかかわらず、なお従前の例によることとすること。

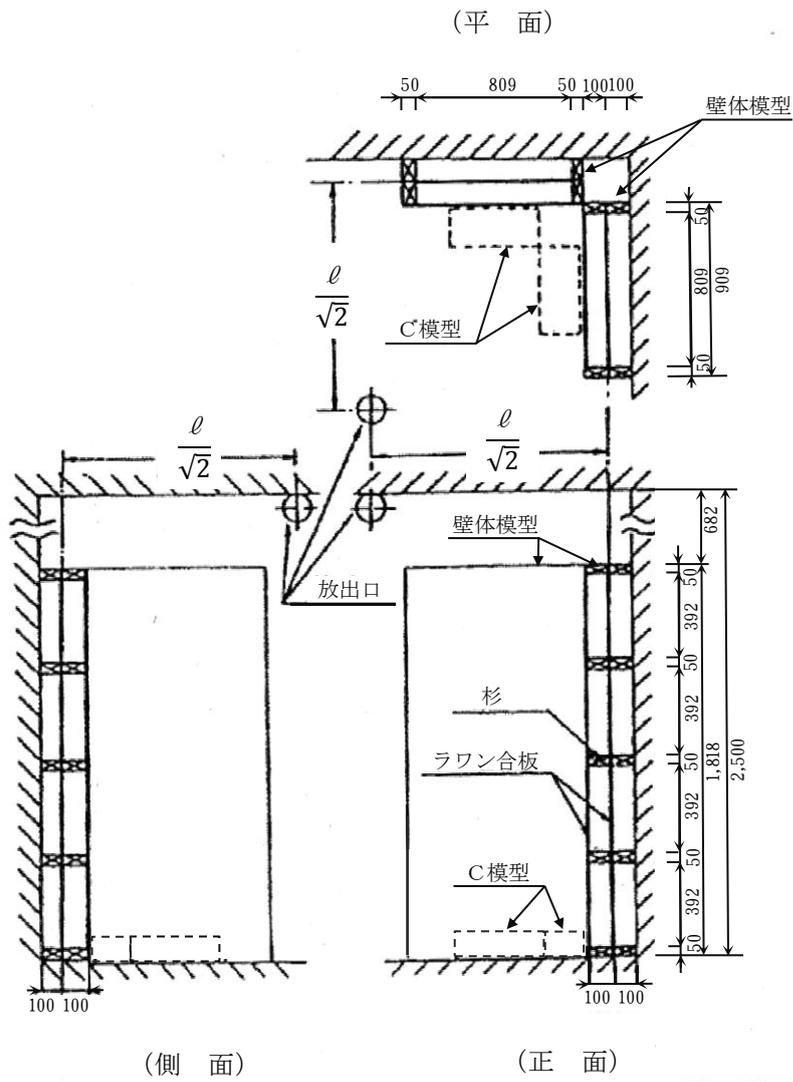
【施行期日】

公布の日

別図2

[単位：ミリメートル]

ℓ ：一の放出口における有効放射距離



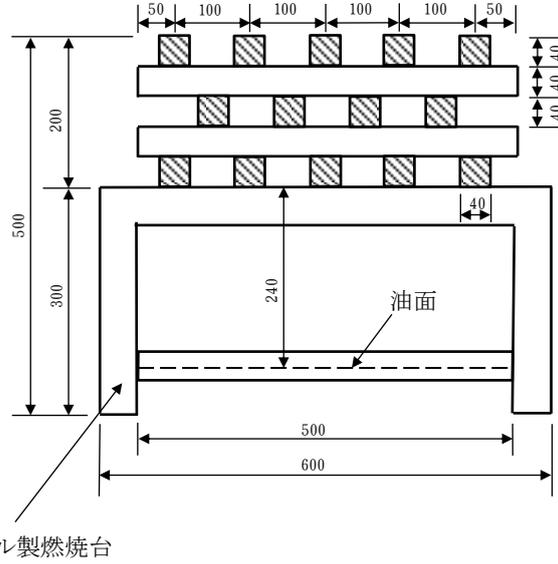
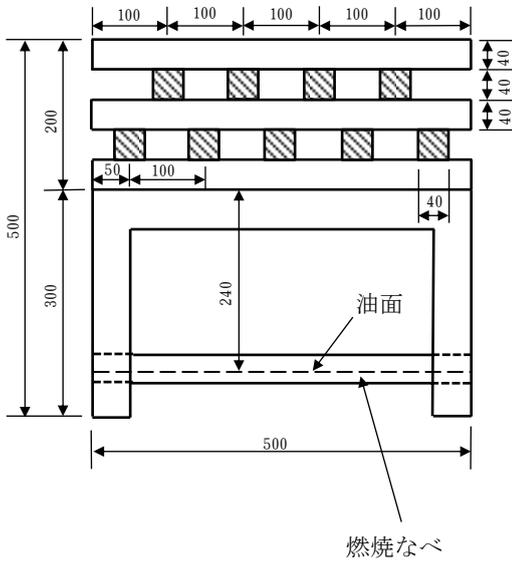
別図3

(D模型)

[単位：ミリメートル]

(正面)

(側面)



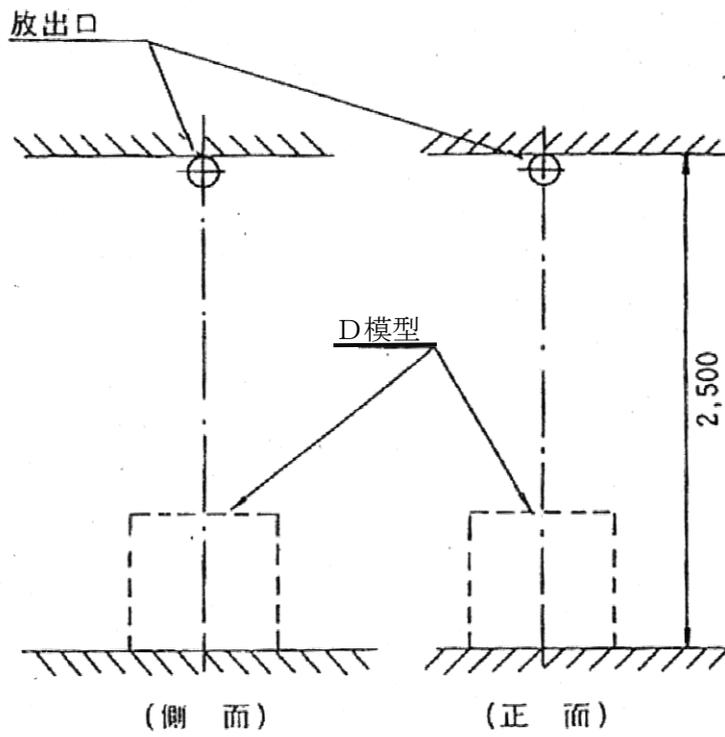
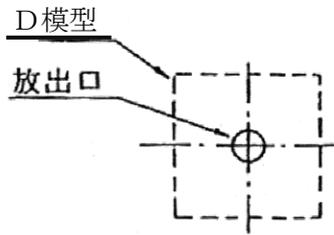
杉の気乾材
23本

燃焼なべ

鉄アングル製燃焼台

別図4

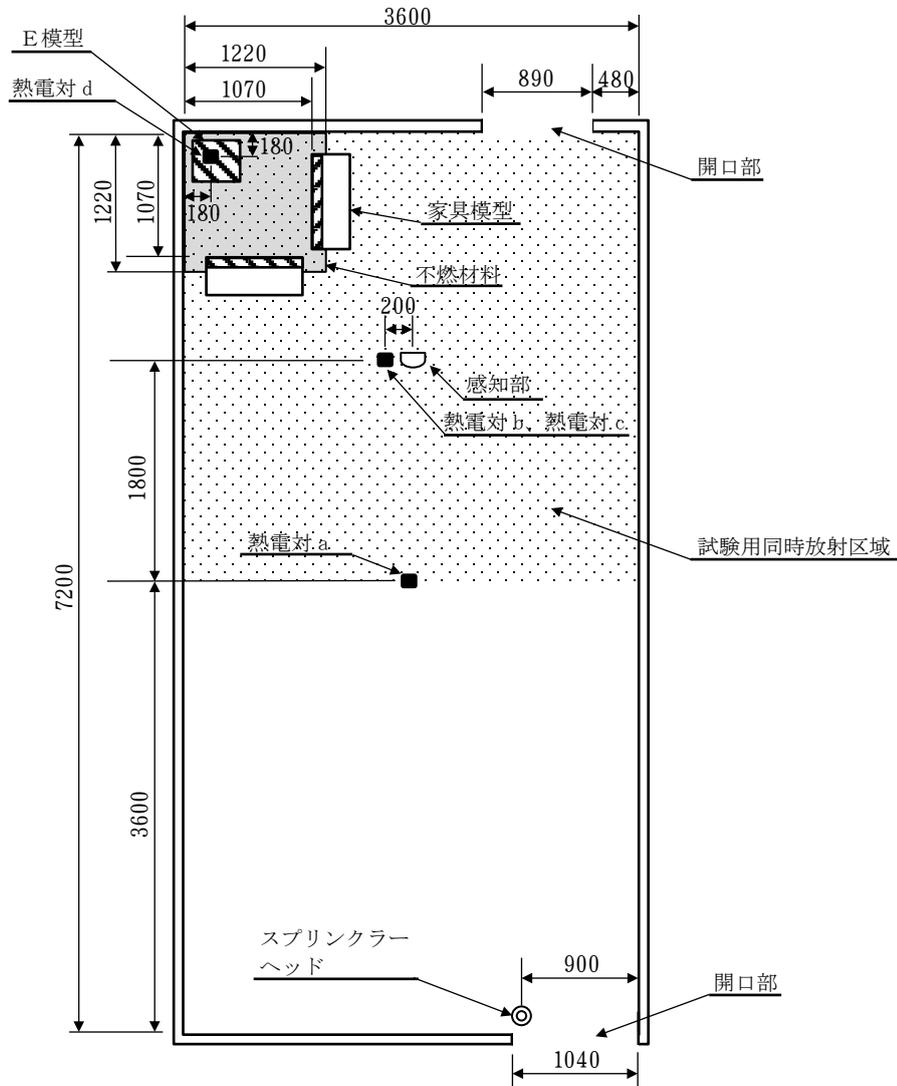
[単位：ミリメートル] (平面)



別図 5

(平面)

[単位：ミリメートル]



備考 天井の高さは2.5メートル以上とし、天井の材料は厚さ5.0ミリメートルのけい酸カルシウム板とすること。

壁の材料は、厚さ5.5ミリメートルのラワン合板（合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）で規定する普通合板のものをいう。）とすること。

壁に2箇所開口部を設けて、当該開口部の高さは2.2メートルとすること。

E模型は、近接する壁から50.0ミリメートル離して置くこと。

熱電対a及び熱電対bは、天井の屋内に面する部分から下方に76.0ミリメートルの位置とすること。

熱電対cは、床面から上方に1.6メートルの位置とすること。

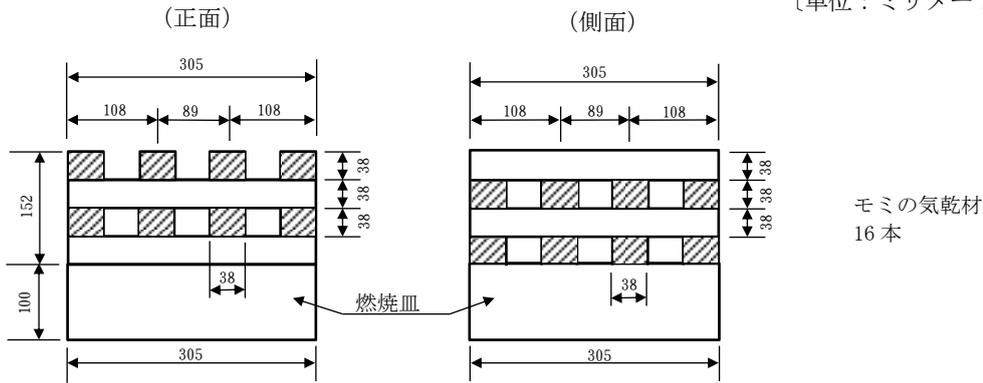
熱電対dは、天井裏に面する部分から上方に6.0ミリメートルの位置とすること。

試験用同時放射区域は、の部分とすること。

別図6

(E 模型)

[単位：ミリメートル]

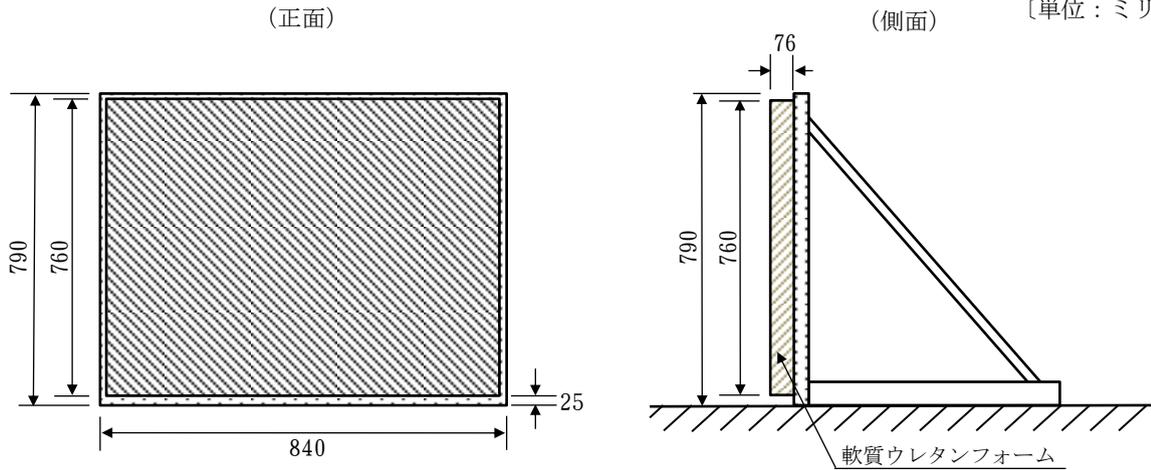


備考 モミ材は、質量 2.5 キログラム以上 3.2 キログラム以下のものを用いること。

別図7

(家具模型)

[単位：ミリメートル]



備考 軟質ウレタンフォームは、密度 27.2 キログラム毎立方メートル以上 30.4 キログラム毎立方メートル以下のものを用いること。